

INTEC テールランプ装着時のバックランプの保安基準適合について

INTEC テールランプ（以下、本製品）には、テールランプ内にバックランプを内蔵しています。しかし、保安基準では、バックランプ（後退灯）の数は2個までと定められているため、本製品を取り付ける場合には純正バックランプを消灯させる必要があります。

自動車検査独立行政法人 審査事務規程
第2章 2-4 不適切な補修等

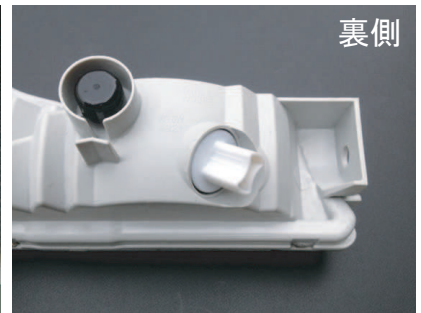
次の各号に掲げる補修等を行った自動車は、保安基準に適合しないものとする。

⑧不点灯状態にある灯火（光源を取り付けていても点灯することができない灯火を備えた状態で指定自動車等を受けている灯火速度表示装置及び⑦の灯火を除く。）であって、**当該灯火に係る電球及びすべての配線が取り外されていないもの。**

本製品には、純正バックランプ消灯時に保安基準に適合できるよう、必要な部品をすべて同梱しています。

■ダミーソケット

電球の取り付けが出来ない、ダミーソケットを装着します。もちろん**配線も端子もすべて排除**しています。



バックランプ灯体にダミーソケットを装着

■専用ハーネス



専用バックランプハーネス



リアフォグランプハーネス

純正バックランプへ伸びるハーネスは**すべて取り外し**、本製品専用のハーネスに交換します。

リアフォグランプ装着車についてはバックランプハーネスを**すべて排除**したリアフォグランプ配線を使用します。

これらの部品を正しく装着することにより、純正バックランプに係る電球及びすべての配線が取り外されている状態となり、バックランプ灯体が残存していても基準に適合している状態となります。

ご不明な点はお問い合わせください